

11月1日から小児肺炎球菌感染症予防接種ワクチンが 7価から13価に切り替わります

肺炎球菌感染症とは、肺炎球菌という細菌によって引き起こされる病気です。この菌は、集団生活が始まるとほとんどの子どもが持っているといわれるもので、主に気道の分泌物により感染を起こします。これらの菌が何らかのきっかけで進展することで、肺炎や中耳炎、髄膜炎などの重い合併症を起こすことがあります。

特に、髄膜炎をきたした場合には2%の子どもが亡くなり、10%が難聴、精神の発達遅滞、四肢の麻痺、てんかんなどの後遺症を残すと言われていています。また、小さい子どもほど発症しやすく、特に0歳児でのリスクが高いとされています。

現在、小児の肺炎球菌感染症に対するワクチンとして「プレベナー（沈降7価肺炎球菌結合型ワクチン）」が使用され7種類の肺炎球菌の成分が含まれています。一方、今回承認された「プレベナー13（沈降13価肺炎球菌結合型ワクチン）」には、新たに6種類が追加され、計13種類の肺炎球菌の成分が含まれています。これにより、従来よりも多くの種類に対して予防効果が期待できると考えられています。

13価小児肺炎球菌ワクチンの接種は以下のようになります

11月1日以降、定期接種として使用できるのは「プレベナー13（沈降13価肺炎球菌結合型ワクチン）」のみです。両ワクチンの接種スケジュールは同じですので、残りの接種回数を、スケジュール通り「プレベナー13（沈降13価肺炎球菌結合型ワクチン）」で実施して下さい。

例：標準的な接種スケジュールの場合

	初回接種（1回目）	初回接種（2回目）	初回接種（3回目）	追加接種
標準月齢・接種間隔	2ヵ月	1回目から27日以上の間隔において	2回目から27日以上の間隔において	12～15ヵ月
未接種者	プレベナー13	プレベナー13	プレベナー13	プレベナー13
1回接種者	プレベナー	プレベナー13	プレベナー13	プレベナー13
2回接種者	プレベナー	プレベナー	プレベナー13	プレベナー13
初回接種完了者	プレベナー	プレベナー	プレベナー	プレベナー13

○問い合わせ先：保健福祉課保健指導係 ☎ 52 - 2211

合併処理浄化槽を設置しませんか

町では、快適な暮らしと自然環境を守るため、「合併処理浄化槽」を設置される方に補助金を交付します。

補助制度を活用して平成26年4月から平成27年3月までの間に設置を予定または検討している方は、次により申し込みください。（設置工事の着手は、町から補助金交付の決定を受けた後になります。）

◆補助を受けられる方（次のいずれにも該当する方）

- ①主に居住を目的とした住宅に合併処理浄化槽を設置する方（店舗併用住宅と共同住宅も対象）
- ②公共下水道整備区域以外の町内に居住している方
- ③浄化槽法で定められた検査や維持管理を確実に行っていただける方

◆交付される補助金の額

工事費の87.5%に相当する額か、次の人槽に応じた限度額のいずれか低い方の額が交付されます。また、水洗化に伴い、住宅を改造するときの補助制度もあります。

◆補助金上限額

5人槽 821千円、7人槽 958千円、10人槽 1,218千円 ※10人槽については、2世帯住宅などが対象です。

◆申込み方法

申込書は、建設課環境衛生係と巡回窓口車やまびこ号に用意してありますので、必要事項を記入のうえ、11月29日（金）までに同窓口へ提出してください。

補助制度など、不明な点は建設課環境衛生係（☎ 52 - 2179）へお問い合わせください。